

美祢市民会館 ご利用のしおり



受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
（土・日・祝日・休館日を除く）

〒759-2212

山口県美祢市大嶺町東分326-1

美 祢 市 民 会 館

TEL 0837-52-1123

FAX 0837-52-1771

E-mail s-kaikan@city.mine.lg.jp

＊ ご利用の申し込みについて ＊

1. 施設使用料は、使用申し込みの時に全額を前納して下さい。
2. 使用日時は、使用許可書をお渡しして確定します。
使用許可書は、使用の際にご持参ください。
3. 付帯設備の使用料は、使用後にお支払いいただきます。(付帯設備は、別に使用料金が定めてあります)
4. 使用の取り消し後は、許可書を返却してください。但し、既納の使用料は規定で定められている額を返金いたします。
5. 使用時間には会場の準備、後始末などに要する時間も含まれます。
催し物を計画される場合は、この事を十分に考慮して下さい。
6. 使用される方は、建物および付帯設備、器具の管理に責任をもってご使用されますようお願いいたします。破損、滅失の際は弁償していただきます。
7. 定員以上の入場は固くお断りいたします。特に入場者の会場内外の安全にご留意下さい。
8. 使用の権利を又貸ししたり、他人に譲ったり、使用目的を変えたりすることはできません。
9. 許可の後、または使用中であっても美祢市民会館条例及び規則に違反された場合、もしくは職員の指示を守られない場合は、使用許可の取り消し又は使用を停止することがあります。
10. 外部とのお問い合わせに応じるため、行事内容はできるだけ詳しく事務室へお知らせ下さい。
11. 飲食物の持ち込みは、原則としてお断りします。(持ち込みの場合は事前にご相談下さい)
12. 駐車スペースの関係上、多人数の集会等につきましては、主催者側で他に駐車場を確保して下さい。

＊ 会場の使用について ＊

1. 所定の場所以外での喫煙、飲食はお断りします。
館内は禁煙です。入場者へも周知を徹底させて下さい。
2. 機械器具の使用は、必ず係員の指示に従ってください。
特に大ホールの調光器・放送設備・吊物・舞台操作盤には手を触れないでください。故障や事故のもとになります。
3. 市民会館敷地内および館内での看板・ポスター・物品の販売・展示・配布・宣伝・撮影・録音・寄付行為等は事務室で許可を受けて下さい。また、張り紙などは建物の壁の塗料がはがれますので、セロテープ等で直接、壁に貼らないようにして下さい。
4. 火気を使用される場合はあらかじめ事務室へお届け下さい。
なお、非常口や消火設備のまわりには物を置かないよう、催し物の際には使用者においてご注意をお願いします。
5. 接待用のお茶の葉や事務用品などは使用者でご準備願います。
6. 使用終了後は全部の設備を元の状態にして、その旨を事務室にお知らせ下さい。
7. 演劇などの催し物は市条例により美祢市消防本部に開催届を提出して下さい。
また、万一を予測される場合は警察署にもご連絡されることをお勧めします。

＊ 既納使用料の返金について ＊

1. 天災地変その他使用者の責任ではなくて使用できなくなった場合は、全額をお返しします。
2. 使用者が取り消し、または変更を申し出られた場合は、次のように返金します。

大ホール及び同舞台 使用期日の20日前

その他の会議室 使用期日の 7日前 (5割の額)